

# 令和6年度

## 学童保育クラブ入所案内 (年間保存版)

○受付期間 令和5年11月1日(水)～11月15日(水)

○申込方法 入所案内(年間保存版)は、必ずお読みください。

《利用児童は、毎年度申請が必要です》

・学童保育申請書(様式1,2)

・添付書類:申請内容を証明する書類など ㊤様式

○提出先 入所を希望する学童クラブ

- ・定員を超過した場合は、選考基準に基づいて入所児童を決定します
- ・受付期間(令和5年11月1日から15日まで)にご提出ください
- ・入所決定後(令和6年2月以降)の申請は、利用ができない場合があります

### 問い合わせ先

#### 南魚沼市教育委員会

学校教育課(南魚沼市民会館2階) 773-6700

#### NPO法人 すまいるネット南魚沼

事務局(市役所大和庁舎3階) 777-2834

URL:<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>

## 1. 対象児童

学童保育は、保護者が仕事などで不在の間、小学生に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成支援を行うための事業です。入所には、次の要件（入所基準）をすべて満たす必要があります。現在入所中の児童も、毎年度申請が必要です。判断できない時は、ご相談ください。

### 《入所基準》

- (1) 南魚沼市内に居住または在学する小学生
- (2) 保護者が教育・保育施設に対する保護者負担金、学童保育料、学校諸費（給食費等）を滞納していない児童
- (3) 保護者等<sup>※1</sup>の事情<sup>※2</sup>により、保育を必要とする日<sup>※3</sup>が、4週間（日曜日を除く24日間）で平均12日（週3日）以上ある小学生

※1 保護者等には、児童の祖父母であって、児童と同居しているか、児童の自宅または学校から近い距離（概ね徒歩7～8分）に居住している人も含みます

※2 就労（農業）、就学、疾病、出産、看護、災害のほか、これらに類する状態にあると、市長が認める事情

就労などの証明以外で在宅していても、保育に協力できない理由のある人は、申請書欄の「※入所理由」にご記入ください

※3 保育を必要とする日と認められる就労などの基準は、以下の通りです

#### 通年利用する児童の場合

次の時間帯に、就労時間など（通勤・通学時間を含む）がかかること。

- ① 児童が小学1～2年生の場合：午後3時を超え午後6時まで
- ② 児童が小学3年生以上の場合：午後4時を超え午後6時まで

《 参考例 》

・午後2時30分に勤務を終了し、通勤に1時間が必要（帰宅：午後3時30分）  
児童が1年生の場合⇒保育を必要とする日として認める。

・午後3時30分に勤務を終了し、通勤に15分が必要（帰宅：午後3時45分）  
児童が3年生の場合⇒保育を必要とする日として認められない。

#### 長期休業期間のみ利用する児童の場合

1日の就労時間など（通勤・通学時間を含む）が3時間以上あること。

※ 他の児童との関わりが難しい場合、入所を相談させていただく場合があります

※ 居宅内就労（自宅での自営業や内職、農業など）で、児童の保育が可能または協力できる場合は、入所をお控えください （本事業の対象は、留守家庭の児童です）

## 2. 申込書受付期間

令和5年11月1日(水) から 令和5年11月15日(水)

原則、月曜日から金曜日までのクラブ開所時間（13:00～18:00）

※ 勤務などで上記時間内に提出ができない場合は、クラブにご相談ください

※ 長期休業期間や、年度途中から利用を希望する場合も、期間内に申込みが必要です

### 3. 提出書類及び提出先

次の①～③の書類に必要な事項を記入し、**入所を希望するクラブ**へご提出ください。

※申請書は学童クラブの運営団体により異なります

- ① 学童保育利用申請書 兼 児童在籍票 **様式 1**
- ② 入所基準指数表 **様式 2**
- ③ 申請内容を証明する、以下のいずれかの書類（保護者全員分が必要）

※南魚沼市ウェブサイトに入所案内・申込書掲載

申請理由	必要書類	注意事項
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労証明書 <b>㊤様式</b></li> <li>※保育園等と共通の証明書です。両方（学童と保育園等）に提出が必要な場合は、<b>写し添付</b>をして提出ください</li> <li>※証明書内の下段は、<b>保護者記入欄</b>になっています。<b>クラブ</b>を利用する<b>児童名の記入</b>が必要です</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>記載欄は、事業主が記入</b>します。</li> <li><b>下段に、保護者の記載欄</b>があります。</li> <li>・ <b>農業の場合</b>、必要か所を記入。<b>No.17 備考欄に、耕作面積や農作物などを記入</b>ください。<b>学童利用期間は11月末まで</b>とします。（農業で年間を通す場合は、その理由も明記または、冬期間に別な就労がある場合は、証明書が必要）</li> </ul>
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学証明書と時間割表など</li> <li>※1日の時間数や月の日数がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4週間で12日以上、保育を必要とすることが要件です。</li> <li>・ 入所日前に卒業となる場合は、就学要件で申請できません。</li> </ul>
疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断書や障害者手帳の写しなど、または病名や通院などがわかる写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者等が疾病又は負傷している場合</li> </ul>
看護（介護）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の診断書（介護認定を受けている場合は、介護保険被保険者証の写し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4週間で12日以上、介護などを必要とすることが要件です。</li> </ul>
出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子手帳の写し（分娩予定日、母の名前がわかるもの）</li> <li>※年度の途中で妊娠が分かった場合も同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所承認期間は、出産月とその前後2か月となります。その後、育休を取得する場合は、学童の利用はできません。（例：6月出産予定の場合4月から8月）</li> </ul>

※ 初めて入所する児童は、面談を行います。

申込み時に、児童と一緒にクラブへご来所ください。お子さんの性格や特徴等をお知らせください（日程の調整は可能です。事前にクラブへご連絡ください）

※ 内容を厳正に審査し、必要に応じて実態調査を行います

※ 期間内に就労証明書が用意できない場合、その他の書類を期間内にご提出ください。就労証明書を**令和5年12月中**までに提出いただければ、入所の優先度は下がりにません

※ **保護者が、求職活動中の場合は、利用承認を行いません。** 求職活動中の人は、学童保育利用申請書兼児童在籍票 **様式 1** の入所理由記入欄に、父または母に「**求職中**」と記載して提出し、**内定後に、内定通知などの写しをご提出**ください。令和6年度以降の就労予定日を含む月から利用可能と認めます。**令和6年1月中までに内定通知などがない場合**、優先度が下がる可能性がありますので、**就労証明書は就労開始後1か月以内に、ご提出**ください

- ※ 育児休業中で、令和6年度中に復職予定の人は、就労証明書の復職予定日欄を記載し、ご提出ください。復職予定日を含む月から、利用可能と認めます
- ※ 利用期間中に、母の妊娠や出産後の利用などについて、必ずクラブにご連絡ください
- ※ **申請内容に期限（就労期間など）**がある場合、入所承認はその期間となります。  
**入所の継続を希望する場合は、承認期間内に新しい証明書をご提出**ください
- ※ 申請内容に変更（就労開始、転職、就労時間や日数の増減など）があった場合は、**変更内容が確認できる書類**をご提出ください
- ※ 住所や電話番号、勤務先などに変更があった場合は、クラブへ届け出てください

#### 4. 定員超過時の選考基準

定員超過時は、別紙の「入所基準指数表」で調整し、**次の児童を優先**します。

低学年の児童（1～3年）
年間を通じて利用する児童（ <b>通年利用希望者</b> ）
障がいなどを有し、保育の必要がある児童
ひとり親家庭の児童
その他、市長が特に必要と認める児童

#### 5. 審査結果の通知

入所承認の場合	利用期間の承認書を送付します。
入所保留などの場合	不承認や提出書類の不備などの理由を明記し、お知らせします。
入所待機の場合	保留後、申し出により再度確認をし、待機通知書を送付します。

- ※ 発送は令和6年2月中旬の予定です

#### 6. 利用区分

<b>通年利用</b>	<b>年間を通じて利用</b> ただし、就労等により期間を限定する場合があります。
<b>長期休業期間利用</b>	長期休業期間のみ利用（学校終業・始業日は含みません） <b>春・夏・冬休み すべて利用する</b> ものとして申込みを受付けます。 途中休所は認めず、利用の必要がなくなった場合は、クラブに退所届を提出ください。（ <b>通年利用が優先</b> されますので、定員枠の範囲で利用可）

- ※ 年度の途中で、**利用区分の変更はできません**。一旦退所し、あらたに申請が必要です
- ※ **月6日以上のお席がなく、翌月も続く場合は、退所していただくことがありますのでご相談**ください
- ※ 一時的な預かり保育はしません（一時的に保育が出来なくなった場合など）
- ※ **特別な場合を除き、連続2か月以上の休所は、認めていません**。長期休所の場合は、一旦退所し、再度入所申請書を提出願います。空きがあれば再度入所も可能です

#### 7. 開所日

月曜日から土曜日（ただし土曜日は、拠点保育1か所となります）

- ※国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）・お盆休み（8/14～8/16）は除く

市長が特に必要と認めるときは、開所日を変更することがあります

- ※台風・地震などの自然災害で学校が休校となった日は、学童保育クラブも閉所となります

## 8. 保育時間

	基本保育時間	延長保育時間
平日	放課後 ～ 18:00	～ 18:30
土曜日	8:00 ～ 13:00	
長期休校期間(平日)	8:00 ～ 18:00	
長期休校期間(土曜)	8:00 ～ 13:00	

- ※ **土曜日は、北辰（第二）クラブによる拠点保育**です。（1か所のみ）  
利用される人は申請書（児童在籍表）の下段に**申し込み**がありますのでご記入ください。  
**月に1回以上利用することが基本**となります。利用回数が少ない場合は、ご遠慮願います。  
朝のみタクシーなどによる送りが可能です。**午前7時30分集合**（上田クラブまたはおおさきクラブに集合し、北辰クラブまで送ります）**事前連絡が必要です**。ルールについてはクラブで説明します（基本は保護者による送迎です）
- ※ 延長保育は、希望状況を集約して、指導員の配置などが可能なクラブで実施します。希望する時間まで保育を確約するものではありませんのでご了承ください
- ※ 勤務時間などの都合で保育時間外に児童を預けたい場合は、次のサービスがあります

### ファミリー・サポート・センター

子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いたい人（提供会員）をアドバイザーが橋渡し役となって仲介を行う会員制の保育サービスです。サービスは有料ですが、会員登録は無料で手続きも簡単です。依頼会員も提供会員も、お気軽に登録をお願いします。

<b>対 象</b>	0歳からおおむね12歳の子ども
<b>内 容</b>	保育園の開始時間までや保育終了後に子どもを預ける 保育園などの保育終了後や学校の放課後、学童クラブ終了後に子どもを預ける 保育園などや学校、学童クラブへの送迎など
<b>費 用</b>	1時間：600円～800円、交通費
<b>問合せ</b>	南魚沼市ファミリー・サポート・センター（南魚沼市子育て支援センター内） TEL 772-7754 fax 788-1121

## 9. 保育料

通 年 利 用		4月1日～翌年3月31日まで	月額	7,000円
長期休業期間利用	春休み①	4月1日から～始業式前日まで	期間	1,500円
	夏休み	1学期終業式の翌日～ 2学期始業式前日	期間	14,000円
	冬休み	2学期終業式翌日～ 3学期始業式前日	期間	3,000円
	春休み②	年度末終業式の翌日～3月31日まで	期間	1,500円
延長保育料	平 日	午後6時を超え午後6時30分まで	月額	500円
	土曜日	午後1時を超え午後6時まで	月額	1,000円
		午後1時を超え午後6時30分まで	月額	1,100円

※ 長期休業期間利用は途中休所できません。利用の申込みをした時点で利用の有無に関係なく、期間ごとの料金が発生します。利用の必要がなくなった場合は退所届を提出ください。  
(退所した場合、料金は発生しません)

※ 延長保育を申請せずに基本保育時間を超えた場合も、月額延長料金が加算されます。  
ただし保護者や親族の突発的な事故・病気など社会通念上やむを得ない状況と判断される場合は、この限りではありません。また延長の申込みをした時点で、利用の有無に関係なく、月額延長料金が発生します。

※ 保育中のケガなどの備えとして、スポーツ保険に加入いただきます。(令和6年3月中に集金)  
(障害、賠償責任、突然死などに対する保険：保険期間は1年間：保険料は年額800円)

## 10. 保育料の減免

① 学童保育を利用する児童の世帯が市民税非課税世帯の場合	保育料の2割
② 学童保育を利用する児童が1世帯2人以上の場合	保育料の2割
③ 前2号(①と②)のいずれにも該当する場合	保育料の4割
④ 学童保育を利用する児童の世帯が生活保護世帯の場合	保育料の全額

※ ①の減免は、世帯分離を行っていても、同居等している場合は状況確認を行い判断します

※ ①・②・③の減免は、通年利用の月額保育料、夏休み期間の保育料にのみ適用します

※ ②・③の減免は、利用区分が同じ場合に、2人目の児童から適用します

## 11. 保育料等の納入方法 (9ページ、年間納入日一覧のとおり)

- (1) 保育料は利用月の翌月末日(休日の場合、翌営業日)に口座振替となります。  
 ・ 所定の「口座振替依頼書」を、市内金融機関にご提出ください。  
 ・ すでに学童保育利用で登録済みの人は、(変更以外)提出不要です。

(2) スポーツ保険・おやつ代・保護者会費は、クラブで現金徴収します。

令和5年度の状況は、8ページ [実費徴収金一覧表]のとおり

令和6年度は、入所時にクラブよりお知らせします。

※ 月に1日も利用が無くても、前月末までに「休所届」が提出されていない場合は、保育料を徴収します。必ず休所する月の前月末までに「休所届」をクラブにご提出ください  
ただし、長期休業期間利用者は休所できません。退所しない限り、保育料を徴収します

※ 滞納となった場合は、児童手当から支払っていただくなど、お支払いについて相談させていただきます。未納が3か月以上続いた場合は、入所承認を取り消します

## 12. 保健衛生上の取り扱い

・児童の体調が悪くなった場合は、保護者に連絡します。迎えをお願いします。

・感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）で小学校が閉鎖の措置を行った際（閉鎖期間中）は、当該児童の利用はお控えください。

※新型コロナウイルス感染症は5類に移行したため、以下のように取り扱います。

①マスク着用はご家庭の判断に委ねますが、感染症が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた着用を求める場合があります。

②児童が発熱等の症状（発熱だけでなく、せき、のどの痛み・違和感、鼻水等のかぜ症状や、息苦しさやだるさなど、普段と異なる症状）がある場合は、利用をお控えください。

③児童が陽性となった場合は、5日間かつ軽快から24時間経過するまでは利用をお控えください。

④ご家族が陽性となった場合は、児童の体調に留意しながら利用可能です。

⑤手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等の基本的な感染対策には、引き続きご協力ください。クラブでは、登所中の検温、手洗いの徹底、室内の換気、清掃・消毒の実施など集団感染のリスクへの対応に努めます。

## 13. その他の留意事項      **《 重 要 》**

本事業は、クラブの保護者会と協力して運営しています。

必ず保護者会に入会して、クラブの運営に積極的な協力をお願いします。

## 学童保育施設（市委託クラブを掲載）

	運営法人	クラブ名	小学校区	定員		電話	保育場所	
				通年のみ	長期含む			
大 和 地 域	萌気会	大空クラブ※	浦佐小学校	80	80	777-4567	浦佐認定こども園前 (浦佐 5278-9)	
	すまいるネット 南魚沼	蕨神クラブ	蕨神小学校	33	52	777-3885	蕨神小学校校内施設 (一村尾 800)	
		太陽クラブ	三用・赤石小学 校	38	38	779-2943	うるおいの里みよう (前原町 845)	
		おおさきクラブ	大崎小学校	40	40	779-2778	大崎小学校校内施設 (大崎 1855)	
六 日 町 地 域	野の百合福祉会	野の百合 家庭教育館※	六日町小学校	45	45	772-2627	野の百合こども園併設 (六日町 1225-1)	
		第二野の百合 家庭教育館※		45	45		野の百合こども園隣専用 施設	
	長慶福祉会	たんぼぼクラブ※	主に六日町地区 の小学校	55	55	773-2556	ダイアパレス 2 階 (六日町 1479-1)	
	すまいるネット 南魚沼	おおまきクラブ	おおまき小学校	50	60	776-4890	おおまき小学校校内施設 (大杉新田 416-2)	
		どんぐりクラブ	城内小学校	40	46	775-2941	城内小学校校内施設 (上原 68)	
		にこにこクラブ	五十沢小学校	40	42	774-2954	五十沢小学校校内施設 (宮 472-3)	
		北辰クラブ 北辰第一 (33:36) 北辰第二 (35:37)	北辰小学校	68	73	(北辰第一) 773-3623 (北辰第二) 770-0052	北辰小学校地内専用施設 (余川 1220-2)	
		六日町クラブ	六日町小学校	20	20	773-6179	六日町小学校地内専用施 設 (六日町 1267-1)	
	塩 沢 地 域	若葉会	中之島クラブ	中之島小学校	23	43	782-0314	中之島小学校校内施設 (中子新田甲 265-1)
			石打クラブ	石打小学校	35	35	783-2943	石打小学校校内施設 (石打 2-1)
上田クラブ			上田小学校	39	39	782-4099	上田小学校隣専用施設 (長崎 30-3)	
わかばクラブ※ 金城クラブ※ 牧之クラブ※			塩沢小学校	118	120	782-5163	塩沢金城わかば児童館内 (塩沢 1393-21)	

※「大空クラブ」、「野の百合家庭教育館・第二野の百合家庭教育館」、「たんぼぼクラブ」、「わかばクラブ・金城クラブ・牧之クラブ」の申込方法などは、各クラブへお問い合わせください

※すまいるネット南魚沼が運営するクラブの定員はあくまで目安です。各クラブの諸事情を勘案し、入所を承認します（定員以下の承認となる場合があります）



### 令和5年度の実費徴収金一覧表 (参考)

単位 : 円

クラブ名	通年利用者			長期休校期間利用者		スポーツ 保険料 (年額)	備 考
	おやつ 代/月	保護者会費		おやつ代	保護者会費 年払い		
		月払い	年払い				
太 陽	1,300		1人目 1,000 2人目以降 800	2,700/年	1人目 1,000 2人目以降 800	800	保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
おおさき	1,300		1人 1,200 2人 1,000	3,000/年	600 1人につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
藪 神	1,200		1,000 1人につき	2,700/年	1,000 1人につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
おおまき	1,300		1,000 1世帯につき	3,000/年	1,000 1世帯につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
どんぐり	1,200		1人目 1,500 2人目以降 800	2,600/年	900 1世帯につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
にこにこ	1,200		1,200	2,800/年	1,000		
北 辰	1,300		1人目 1,800 2人目 1,000 3人目 500	3,000/年	1人目 1,800 2人目 1,000 3人目 500		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
六日町	1,300		1,800 1人につき	3,600/年	1,500 1人につき		長期休校日利用者分は4月徴収
中之島	1,300		1人目 1,300 2人目 1,000	2,600/年	1人目 800 2人目 600		
石 打	1,200		1,200	2,800/年	1,200		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
上 田	1,300		1,000	2,200/年	500 1人につき		

- ※ この他、行事などによる特別徴収がある場合もあります
- ※ 令和6年度については、入所時にクラブよりお知らせします
- ※ おやつ代については、物価高騰のため令和6年度から改定する予定です

# 令和6年度 学童保育料の納入(口座振替)日

南 魚 沼 市

NPO すまいるネット南魚沼が運営する学童クラブの保育料は、利用月の翌月末にご指定の金融機関口座から振替えられます。

月末の日が、土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替えとなります。

※通帳残高をご確認いただき、振替不能にならないようご注意ください

※振替不能になると、納付書を発行します。その月分は、納付書でお支払いください

通年利用月： <u>(長期休み利用)</u>	学 童 保 育 料 振 替 日
令和6年4月分： <u>(春休み利用)</u>	令和6年 5月 31日 (金)
令和6年 5月分	令和6年 7月 1日 (月)
令和6年 6月分	令和6年 7月 31日 (水)
令和6年 7月分	令和6年 9月 2日 (月)
令和6年8月分： <u>(夏休み利用)</u>	令和6年 9月 30日 (月)
令和6年 9月分	令和6年 10月 31日 (木)
令和6年 10月分	令和6年 12月 2日 (月)
令和6年 11月分	令和7年 1月 6日 (月)
令和6年12月分： <u>(冬休み利用)</u>	令和7年 1月 31日 (金)
令和7年 1月分	令和7年 2月 28日 (金)
令和7年 2月分	令和7年 3月 31日 (月)
令和7年3月分： <u>(春休み利用)</u>	令和7年 4月 30日 (水)

《学童保育は、みなさんの納入する保育料で運営されています》